

兵庫県立尼崎青少年創造劇場〈ピッコロシアター〉嘱託員の募集

兵庫県立尼崎青少年創造劇場〈ピッコロシアター〉では、①県立ピッコロ劇団による公演活動を始め、演劇、音楽、伝統芸能など優れた舞台芸術を提供するとともに、②県民の皆さんに練習や発表の場を提供する貸館事業、③演劇学校・舞台技術学校などの人材育成事業などを展開しています。

この度、当該施設を運営する（公財）兵庫県芸術文化協会では、職員と一緒に劇場業務を支えていただけの方を募集します。やる気にあふれる方の応募をお待ちしております。

募集については、隨時、書類選考・面談を行います。
適任者を決定し次第、募集を締め切ります。

1 募集の職種及び募集人数

非常勤嘱託員（週4日勤務）1名

2 勤務場所

尼崎市南塚口町3-17-8 兵庫県立尼崎青少年創造劇場〈ピッコロシアター〉

※JR塚口駅より西へ徒歩約5分、阪急塚口駅より南東へ徒歩約8分

3 業務内容

- (1) 劇場の貸館の受付・各種手続、各種事業の事務処理（広報、チケット管理、用品手配、その他）
- (2) その他、劇場・劇団運営に必要な業務

4 応募資格等

- (1) 学校教育法による高等学校以上を卒業した者(同等者を含む)で、健康で意欲的であること。
- (2) パソコンのデータ入力・資料作成（Word、Excel）が可能であること。
- (3) 雇用開始の日に兵庫県立尼崎青少年創造劇場に勤務が可能であること。
- (4) 舞台芸術をはじめとする芸術文化活動に関する経験のある方を優先します。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

①成年被後見人または被保佐人／②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間／③他の団体等において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない人

5 勤務条件

- (1) 任用期間 採用日（ただし、令和7年6月5日以降）～令和8年3月31日
(勤務態度・成績が優秀の場合、更新の可能性あり。ただし、更新は年度単位で4回まで。)
- (2) 勤務形態 週4日勤務、1日7時間45分、2シフト制
※2シフト制 ①8:45～17:30（休憩60分）
②12:45～21:30（休憩60分）
- (3) 休　　日 原則として休館日の毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、それ以外の休日は2日間、計週3日の休日を付与
- (4) 有給休暇 年次休暇（初年度は年間10日）

(5) 給料等 報酬月額 158,900 円（当財団の規程により支給）

(その他)
・地域手当
・通勤旅費
・時間外勤務手当

(6) 社会保険 各種社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）適用

(7) その他 その他の条件は、当財団の関係諸規程による

6 選考方法

(1) 第1次選考 書類選考

(2) 第2次選考 面接選考（第1次選考通過者のみ実施）

書類選考結果は電話または書面にて連絡いたします。なお、選考結果等に関するお問合せには一切お答えいたしません。また履歴書など応募書類は返却いたしません。

7 申込方法

下記の書類を郵送または持参により、兵庫県立尼崎青少年創造劇場〈ピッコロシアター〉に提出してください。

なお、持参の場合、休館日（毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日が休館日）は受付できません。

【提出書類】

① 履歴書（市販可）：1通、写真〔上半身、正面向き、3か月以内の撮影〕を貼付

② 職務履歴書：1通（A4用紙1枚、書式は任意）

職歴のある方は、これまでに担当した職務内容と従事期間、雇用形態（正社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイトなど）を具体的に記載してください。

また、学校卒業見込の方も、アルバイト経験があれば、記載してください。

③ 志望動機にかかる申告書：1通（A4用紙1枚、書式は任意）

8 勤務にあたっての補足

① 8:45～17:30と② 12:45～21:30の2シフトを1か月単位で編成する勤務体制を採用しています。担当する業務にもありますが、②のシフトもある程度入っていますので、①のシフトのみを希望する方は採用を見送させていただく場合があります。

また、土・日・祝日に公演などの行事・イベントで出勤いただくことも少なくありませんので（その分平日に休日が付与されます）、その旨をご理解の上ご応募ください。

9 その他

採用時には、個人負担により健康診断書、住民票記載事項証明書を提出していただきます。

【申込・問合せ先】

兵庫県立尼崎青少年創造劇場 担当：小藤（しょとう）（管理部）

〒661-0012 尼崎市南塚口町3-17-8

【電話】06-6426-1940

【ホームページ】<https://piccolo-theater.jp>